

宮城県ゆるキャラ紀行 Part.13

県内の
ゆるキャラを通じて
宮城県を案内します



宮城県石巻市
觀光PRキャラクター
いしひょんず

宮城県石巻市の觀光PRキャラクター。青が「いしひょん」でピンクが「いしひい」。石巻の「石」がモチーフになっており、石巻市民一人ひとりの心をつなぐ象徴です。石巻のイベントなどに参加し、市の魅力をPRするお手伝いをしています。

好きなもの…ふたりとも元気な子どもたちが大好き!
将来の夢…「いしひょん」の夢は海外デビュー、「いしひい」の夢はいしひょんと一緒に石巻を觀光都市にすること!!



●石巻市の概要

石巻市は、北上川の河口に位置し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚な都市です。明治時代からは、金華山沖漁場を背景に漁業のまちとして栄え、現在も金華山沖は世界三大漁場の一つに数えられ、かつお・いわしだらなどの水産資源の宝庫となっています。平成17年4月1日には石巻地域1市6町が合併し、新・石巻市として新たなスタートを切りました。市内を一望すると有名な日和山公園からは天気のいい日には牡鹿半島や松島、蔵王の山々なども見ることができます。また、標高174mの旭山からは田園風景を楽しむことができ、ハイキングや行楽におすすめです。



●名物・特産品

石巻焼きそば

「石巻焼きそば」の最大の特徴は調理前の元々の麺が茶色いことです。麺に何かを練りこんでいるのではなく、麺を二度蒸しすることで茶色くなっています。魚介ダシをたっぷり吸い込んだ香ばしい麺を楽しみながら、お好みでソースをかけていただきます。石巻を訪れた際には是非ご賞味ください。



雄勝石

雄勝石は石巻市雄勝町で産出される黒色で光沢がある硬質粘板岩です。雄勝石で作られた硯(雄勝硯)は、600年の伝統と全国一の生産量を誇る国指定伝統工芸品です。硯のほか、屋根材や食器などにも幅広く活用され、特に石皿は国内外で高い評価を得ています。



CONTENTS

- P.02 誌上研修《建物の瑕疵》
- P.04 誌上研修《重要事項説明書の誤記》
- P.06 理事会だより
- P.08 宅建業免許の有効期限が満了です!!
- P.09 本部研修会報告／新入会員
- P.10 法定講習会日程
- P.11 不動産業開業支援セミナー開催のお知らせ
- P.12 全宅住宅ローンからお知らせ
- P.13 宮宅だより
- P.14 宮宅建支部対抗ゴルフ大会
　　宅建士フォローアップ実務者研修会報告
- P.15 平成29年度定時総会開催／編集後記



《建物の瑕疵》

施工不良による雨漏りについて、買主から施工会社への不法行為に基づく損害賠償請求が一部認められた事例

(東京地判 平26・12・15 ウエストロー・ジャパン) 葉山 隆

個人間で売買された賃貸マンションにおいて、引渡し後に雨漏りが発生したことから、買主が施工会社に対してその補修費用相当額等の支払いを求めた事案において、施工会社の不法行為に基づき、買主の請求の一部が認容された事例

(東京地裁 平成26年12月15日判決 一部認容
ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

平成24年12月、買主X（原告）は、平成9年12月築のY2（被告・建築会社）が施工した賃貸マンション一棟について、売主Y1（被告）との間で、「売主は、引渡し後3ヶ月に限り、瑕疵担保責任を負う」とする瑕疵担保特約を付した本件売買契約を締結し、その引渡しを受けた。

平成25年9月及び10月に台風等による大雨が降り、その際に1階店舗の天井から漏水が生じたため、Xが原因調査をA社に委託したところ、本件漏水は、エアコン冷媒管・排水ドレーンの引込口として使用されていた2階住戸外壁の貫通孔から建物内に侵入した雨水が壁を伝って2階床のコンクリートスラブ上に滞留し、同所にあった開口部の埋戻し部分の打継ぎ面の隙間を通って、下階に滴下するという機序で発生したものであることが分かった。また、当該住戸と同様に貫通孔の防水処置が不十分な住戸が他にも存在することも判明した。

Xは、本件漏水に関し、調査費用56万円余、本件埋戻し部分の補修費用2万余、各貫通孔の補修費用25万円余を支払った。また、Xは雨漏りが発生した平成25年11月から翌年3月までの間、1

階店舗の賃料計35万円が收受できなかった。

Xはこれらの支出・逸失賃料等120万円余、慰謝料50万円、弁護士費用30万円、計200万円余につき、本件建物を施工したY2に対して不法行為に基づき、瑕疵担保責任を負うべきY1と連帶して支払うよう求めて本件訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求の一部を認容した。

(1) 建物の基本的な安全性について

建物の施工者は、建物建築に当たり、居住者等に対する関係では、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けていることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当であり、施工者がこの義務を怠ったために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、施工者は、《中略》これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うと解すべきである（最二判 平19・7・6 平17（受）702、最一判 平27・7・21 平21（受）1019）とされている。住居用建物の屋内に雨水が侵入すること自体、建物本来の機能、性能が著しく阻害されるといえる上、侵入した雨水が屋内に滞留することによりカビの発生などの二次被害も発生しかねない。本件貫通孔の防水処理が不十分であったことが認められるから、これは、本件建物の基本的安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

一方、コンクリートスラブ開口部の埋戻し部分については、打継ぎ面はもとより水が通り易く、該当箇所に雨水が侵入することは想定されておらず、そ

もそも本件貫通孔の防水処理が十全であれば、雨水が侵入することもなかった部分である。

(2) Y2の過失について

Y2は、本件建物を施工するに際し、各貫通孔から風水が屋内に侵入するのを防止するような施工をすべき注意義務を負っていたというべきであるが、これらの防水処理が不十分であったことが認められるから、上記の注意義務を怠った過失があるというべきである。

一方、本件埋戻し部分は、施行が特に不適切であったとは断定できず、その施行につき注意義務違反があるとは言えない。

(3) Xの損害及び因果関係について

Xが支払った調査費用と各貫通孔の補修費用、ならびに漏水により收受できなかった賃料については、Y2の施工不良（不法行為）と相当因果関係がある。

一方、本件埋戻し部分の補修費用は、本件貫通孔に適切な防水処理が施されてさえいれば建物内への雨水の侵入は防止できるのであるから、Y2の不法行為と相当因果関係のある損害に当たるとはいえない。上記の財産的損害の填補を受けてもなお慰謝されない精神的損害を被ったと認めるに足りる的確な証拠もない。

(4) Xの損害額について

以上によれば、Y2は、Xに対し、本件漏水の調査費用56万円余、補修費用25万円余、1階店舗の逸失賃料35万円、弁護士費用相当額11万円、計127万円余を支払う義務があると言うべきである。

なお、Xは、Y2に対しY1と連帶して上記の金員を支払うよう求めているが、引渡しから3ヶ月以内に賠償を求めた形跡はなく、Y1は本件建物の引渡時に本件瑕疵の存在を知っていたとも認められないことから、本件瑕疵担保特約により、その請求は認められない。

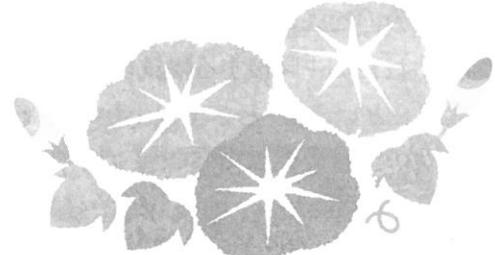
3まとめ

本件は、建物の施工不良により発生した漏水について、買主から直接建物施工業者への、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例である。

貫通孔の施工不良により発生した漏水について施工業者の責任を認容した本件裁判所の判断は、特に違和感を覚えるものではない。しかし、本件建物は、漏水事故発生の時点で既に竣工から約16年を経過したものであり、漏水があっても、その発生原因、建物所有者の維持管理の状況等によっては、経年劣化によるもので、施工業者に責任はないケースも想定できる。

昨年、宅地建物取引業法の一部改正が行われ、建物状況調査（インスペクション）に関する規定が盛り込まれたが（平成30年4月施行）、本事案についても、インスペクションが実施されていれば施工不良は発見され、そもそも紛争に至ることもなかつたのではないかと思われるもので、今後の売買においてその積極的な利用が望まれるところでもある。

（調査研究部調査役）





《重要事項説明書の誤記》

重要事項説明書の接道に関する記載に誤記があったが、説明はされていたとして契約解除等の訴えを棄却した事例

(東京地判 平28・1・21 ウエストロー・ジャパン) 中村 行夫

売主業者から中古戸建住宅を購入する際に、重要事項説明書において実際には2m幅員の接面道路を幅員4mとの説明を受けた買主が、建物再建築において建築基準法43条1項但書による許可が必要であったことは隠れた瑕疵にあたるとして売買契約の解除と解除に伴う損害賠償の支払いを求めた事案において、重要事項説明書記載の幅員は、別案件の書類を上書きして作成した際に必要な訂正がされなかったために記載を誤ったもので、不動産業者として極めて大きな不手際で落ち度と言わざるを得ないが、契約前に必要な説明はされているとして、買主の請求を棄却した事例

(東京地裁 平成28年1月21日判決 捜却 控訴棄却
ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

平成26年2月28日、X(買主、原告)は、Y(売主業者、被告)から、土地及び中古建物(以下「本物件」という。)を売買代金1,000万円で買い受けた。

本物件は、西側に隣接する幅員2m程度の私道(以下「私道」という。)と2m以上接しているが、YがXに交付した重要事項説明書(以下「重説」という。)の「接道の状況」欄は「私道は幅員4mあって建築基準法(以下「建基法」という。)第42条第1項第4号に定める『道路』に当たり、本物件土地はこれに4m接面している」旨が記載されていた。また、重要事項説明の際には、ポイントだけに絞った説明がされ、全文の読み上げは割愛された。

本物件の私道は、建基法第42条1項に定める道路に当たらぬため、本物件建物を再建築するため

には、特定行政庁によって交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ建築審査会の同意を得て許可されなければならない(建基法第43条1項但書)ものであった。

5月7日、XとYは、再建築の許可が得られることを確認するために市役所のロビーで落ち合ったが、Xは、Yに対し、解約及び違約金の請求を申し出た。

5月27日、Xから本物件土地を担保とした不動産担保ローンの申し込みを受けた銀行は、Xに対し、融資の申し込みには応じられない旨の通知をした。

5月30日、Xは、Yに対し、本件土地に隠れた瑕疵があったとして、本件契約を解除し、かつ、売買代金1,000万円とその他に119万円余の損害も被ったとして合計1,119万円余の支払を求める旨の通知を発送した。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示してXの請求を棄却した。なお、Xは控訴したが棄却された。

- (1) 接道に関する重説の記載は誤った内容であることは明らかで、説明を誤ったことは不動産業者として極めて大きな不手際で落ち度と言わざるを得ないが、不手際が存在するとしても、このことだけを根拠に契約解除が認められるわけではなく、問題は、これが「隠れた」「瑕疵」にあたるのかという点にある。
- (2) 契約締結以前に、YからXに接道幅員が狭い旨の説明はなされているものと認めることができるから、私道が建基法上の「道路」に当たらない点は「隠れた」ものということはできず、隠れた瑕疵とはいえない。

- (3) 建基法第43条1項但書の許可が取得できなければ再建築のできない物件で、不動産売買における目的物の「瑕疵」に当たるものと評価せざるを得ないが、本件につき、許可を得られる蓋然性がどの程度あるのかを判断すると、近隣住民の建替えに際してセットバックの同意を求められれば拒む者はほとんどないと合理的に推測することができ、同意を拒む住民が現れる可能性を完全に否定はできないが、その蓋然性は極めて低く、本件契約を解除させるだけの取引上の欠陥とまではいえない。
- (4) Xは、土地を担保にしてリフォーム工事費用の融資を金融機関から拒まれたと主張するが、融資を実施するか否かはあくまで金融機関の自由で、金融機関がいかなる理由で融資を断ったのかは明らかではなく、仮に、近隣住民全員が将来のセットバックについて同意しているという状況であるのに銀行が当該土地の担保価値を認めないとすれば、行政的には建替えを許しているに建替費用が捻出できないという事態が生まれてしまい極めて不合理であり、条件次第では融資が認められた可能性が否定できない以上、そもそもリフォームができないとの前提には立ちえず、建物の現状のみを理由に本件契約の解除を導けるだけの取引上の欠陥とみることはできない。
- (5) Xは、契約締結に際し、土地を担保にしてリフォーム費用を捻出する旨告げたかのような供述をするが、Xが融資の実行を売買契約の前提にしたかったのならば、例えば売買契約の中に融資が得られない場合の解約権留保事項を設けておくという方法もあったはずで、本件でそこまでの合意を認めるることはできない。
- (6) 重説の不備は、宅地建物取引業者としてあってはならない落ち度で、契約締結時の重要事項の詳細確認作業さえ実施していれば誤記を容易に気付き修正が施されていた可能性は高く、Yの不注意でこうしたトラブルを招いたのであるから、Yとしても猛省すべきところではあるが、

そのことと解除の可否とは別個の問題で、「隠れた瑕疵」の存在を認めることができない以上、Xに本件契約の解除権を認めることはできない。

3 まとめ

本裁判では、重説に誤りはあるものの必要な説明はされていたとして隠れた瑕疵であることを否定して契約の解除権を認めなかった。

重説に記載のない事項を、口頭で説明していたと認められるとして説明義務違反による損害賠償を棄却した事例(東京地判 平24・11・13 RETIO95-66)、説明をしなかったと認めるほかないとして売買契約の解除を認めた事例(東京地判平23・4・20 RETIO85-94)があるが、前者と同様に、重説の記載漏れや誤記載を直ちに説明義務違反とせず、口頭での説明も一定の評価がされることを示したものとはいえる。

しかし、重説の誤りが、仮に虚偽記載と判断された場合には、宅建業法上の処分の可能性(国土交通省「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」では「7日間の業務停止」)もあり、作成する重説の記載内容の確認作業は、自身のトラブル回避のためにも宅建業者としての重要な必須業務と改めて認識すべきである。(調査研究部調査役)



理事会概要

平成29年度
第1回理事会概要
平成29年4月28日(金)

審議事項	会議事項	報告者
①財政委員辞任に伴う後任委員の指名承認について	木川田専務理事より提案後、可決承認	
②財政副委員長辞任に伴う後任副委員長の指名承認について	木川田専務理事より提案後、可決承認	
③平成28年度事業報告の承認について	木川田専務理事より提案後、可決承認	
④平成28年度収支決算報告の承認について	牡渡財政委員長より提案後、可決承認	
⑤役員報酬規程の一部改正について	早坂総務委員長より提案後、可決承認	
⑥職務執行状況報告について	会長・副会長・専務理事・常務理事より報告	
⑦既存住宅の情報提供制度(安心R住宅)について	佐々木会長より報告	
⑧役員賠償責任保険の加入(更新)について	早坂総務委員長より報告	
⑨平成28年度会費納入状況について	牡渡財政委員長より報告	
⑩平成29年度宅地建物取引士法定講習会の開催日程について	酒井人材育成委員長より報告	
⑪「入会希望者の承認」「退会者」「支部移籍者」「代表者または政令使用者の変更」「専任の宅地建物取引士の変更」「商号変更」「慶弔見舞金の支給」について	早坂総務委員長より報告	

支部移籍

平成29年4月1日～平成29年6月30日

商号／名称	新事務所所在地	旧支部→新支部
(株)デザインパートナーズ	〒982-0034 仙台市太白区西多賀2-12-3-201 ☎022-725-8862	青葉・泉 → 太白
(株)アイエスプランニング	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-7-25-101 ベルシティ新寺 ☎022-226-8063	青葉中央 → 若林
(株)APPLE	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-10-3F APPLE堤通雨宮ビル ☎022-395-5545	青葉中央 → 青葉・泉
(株)リプライズ	〒980-0801 仙台市青葉区木町通1-1-18-3F Ry the OVAL ☎022-796-0034	青葉中央 → 青葉北二
(株)CLIP Planning	〒983-0823 仙台市宮城野区燕沢2-16-8-101 スワローヒルズMH ☎022-341-2011	青葉北二 → 宮城野
(株)新昭和FCパートナーズ 東北営業所	〒981-3205 仙台市泉区紫山1-70-1 ☎022-772-1580	青葉中央 → 青葉・泉
(株)オサワ不動産	〒981-0933 仙台市青葉区柏木3-5-26 ☎0225-93-7881	石巻・気仙沼 → 青葉北二
美松不動産株	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-11-101 ☎022-223-6801	青葉・泉 → 青葉北二

商号の変更

平成29年4月1日～平成29年6月30日

支部	新商号／名称	旧商号／名称
宮城野	(株)リブマックスリーシング仙台東口店	(有)マックス建物管理仙台東口店
太白	トーキン物産(株)	N E C トーキン物産(株)
宮城野	(株)CLIP-Planning	(株)エスティビー
青葉・泉	(株)新昭和FCパートナーズ 東北営業所	(株)クレバリーホーム東北営業所

退会者

平成29年4月1日～平成29年6月30日

支部	商号／名称	代表者	備考
青葉中央	(株)新昭和仙台営業所	松田 芳彦	H29. 3.31事業所廃止
青葉・泉	B S ライフサービス	太田 雅之	H29. 4. 5廃業
仙南	(株)棟匠仙台営業所	石川 忠幸	H29. 3. 7事業所廃止
若林	(株)大輪創建	熊谷 大輔	H29. 4.20廃業
石巻・気仙沼	(一社)気仙沼地域住宅生産者ネットワーク	熊谷敬一郎	H29. 4.25廃業
青葉・泉	(株)千葉広産	望月 衛	H29. 4.26廃業
塙釜	㈱さとう正昭商店	佐藤 正昭	H29. 5. 1廃業
石巻・気仙沼	(有)白土建築工房	白土 茂	H29. 5. 9廃業
仙南	みやぎ仙南農業協同組合	浅野 清	H29. 5.16廃業
青葉・泉	(株)日道開発	金澤 勝	H29. 6. 5廃業
仙南	㈱蔵王苑	永瀬 将朗	H29. 6. 8廃業
若林	(有)光正不動産	金ヶ瀬仁志	H29. 5.24抹消
若林	(株)アコード	鈴木 修	H29. 6.15廃業
青葉中央	第一地所(株)	吉田 勝就	H29. 6.19廃業
青葉・泉	(株)プライトン	柴田 裕司	H29. 6.26廃業

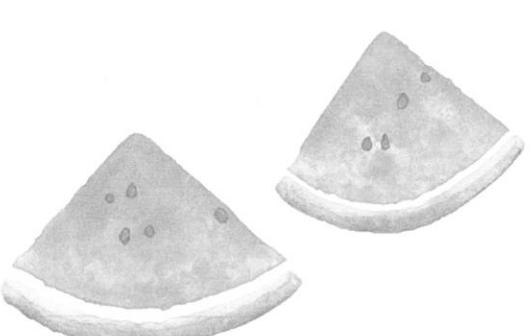
代表者または政令使用者・専任の取引士の変更について

《代表者または政令使用者》

支部	商号／名称	新代表者	旧代表者
青葉中央	(株)アトリウム仙台支店	(政)吉田 健	佐久間正恭
青葉中央	(株)杜の都地所	(政)田茂 国晃	倉地 一樹
青葉中央	(株)日立アーバンサポート東北支店	山本 雅之	村瀬 悅男
青葉中央	コミュニティワン(株)東北支店	後藤 泰弘	藤記 博
青葉中央	コミュニティワン(株)東北支店	(政)大竹 寛己	増田かおり
青葉中央	三菱電機ライフサービス(株)仙台支店	花島 清節	倉田 伸彦
青葉中央	東北ミサワホーム(株)	下村 秀樹	南雲 秀夫
青葉中央	伊藤建設(株)仙台中央支店	(政)梅原 弘一	伊藤 修久
青葉・泉	エビービーコーポレーション(株)	(政)鈴木 健彦	
青葉・泉	㈱泉パークタウンサービス	荒井 隆	駒田 久
青葉・泉	エムズコーポレーション(株)	望月 衛	宮本 和明
青葉・泉	(株)アミリ工房東北	大谷 聰	藤木 武人
青葉・泉	㈱力チタス仙台店	(政)忌部 雄太	能呂 顯至
青葉・泉	リブライスリブライス東北	新井 健資	星山 敏秀
青葉北二	清光商事(株)	文屋 恒一	文屋 浩子
青葉北二	広尚永宅(株)	松本 匡史	松本 尚紀
青葉北二	(有)阿部紀子不動産	濱谷 德夫	阿部 紀子
宮城野	大和エステート(株)仙台店	明石 昌	松田 秀雄
宮城野	(株)新日本地所	高橋新太郎	高橋 尚
宮城野	ライフデザイン(株)	(政)松田 良隆	菅原 敏秀
宮城野	(有)共栄不動産企画	朽本 久美	朽本 由美
若林	仙台農業協同組合七郷不動産センター	(政)櫻井 俊勝	佐藤 秀一
若林	日通不動産(株)仙台支店	後藤 康弘	井手野高大
若林	日通不動産(株)仙台支店	(政)北谷 眞吾	三河 文雄
太白	山村土地(株)	山村 佳広	山村由美子
太白	一建設(株)仙台南営業所	(政)堺 勝浩	小林 伸
塙釜	高橋建設(株)	日高 洋子	鈴木 智
塙釜	㈱エビービーコーポレーション利府支店	阿部 恒一	鈴木 健彦
石巻・気仙沼	㈱バレンタイン・コンサル	片岡 博美	千葉 德夫
仙南	大和木材住宅(株)	芦名 弘	芦名 英東
仙南	(株)アーネストワン白石営業所	石田 顕太	奈須野利彦

《取引士》

支部	商号／名称	新取引士	旧取引士
青葉中央	(株)アトリウム仙台支店	吉田 健	佐久間正恭
青葉中央	仙建工業(株)	渡辺 謙一	安部 順一
青葉中央	㈱杜の都地所	田茂 国晃	倉地 一樹
青葉中央	㈲アラウズ	日野 勝己	丹藤 彰宣
青葉中央	文化ハウジング(株)	鈴木 幸夫	中川 克弘
青葉中央	㈱歩斗	白土 宣明	大沼 公栄
青葉・泉	㈱エビービーコーポレーション	鈴木 健彦	阿部 倫明
青葉・泉	㈱APP LE	千葉 秀一	鈴木 幸夫
青葉・泉	㈱新昭和FCパートナーズ東北営業所	堤 弘行	佐藤 啓史
青葉北二	広尚永宅(株)	松本 匡史	松本 尚紀
宮城野	㈱新日本地所	高橋 新太郎	高橋 尚
宮城野	アイム(株)	奥岬 利恵	泉澤 修
若林	仙台農業協同組合七郷不動産センター	櫻井 俊勝	佐藤 秀一
若林	仙台東部不動産	千葉 絵理	高橋 義信
太白	㈱デザインパートナーズ	堀内 修	林 浩司
太白	山村土地(株)	山村 佳広	山村由美子
太白	一建設(株)仙台南営業所	堺 勝浩	小林 伸
塙釜	高橋建設(株)	日高 洋子	鈴木 智
塙釜	㈱エビービーコーポレーション利府支店	阿部 恒一	鈴木 健彦
石巻・気仙沼	㈱バレンタイン・コンサル	片岡 博美	千葉 德夫
仙南	大和木材住宅(株)	芦名 健児	芦名 英東
仙南	(株)アーネストワン白石営業所	(政)石田 顕太	奈須野利彦
仙北	㈱アドバンスグロー	濱谷 昌史	羽鳥 茂
仙北	㈱佐藤建設	佐藤 浩司	佐藤 真



宅建業免許の有効期間が満了です!! 重要!!

■有効期間満了の30日前までに更新完了を!

免許の更新申請を忘れ、再度、免許申請をしなければならない事態に陥ったケースが毎年数件あります。宅建業免許の更新申請は、免許有効期間満了の90日前から30日前までに行われなければなりません。免許の更新申請を忘れた場合は、その免許が失効しますので、営業はできません。会員資格も失います。ただし、失効後3ヶ月以内に免許を取得した者は、宅建協会の再入会事務手数料1万円と保証協会の入会金20万円、分担金60万円で再入会することができます。免許の有効期限には、くれぐれもご注意を!

■2017年10月～12月の対象者

	免許番号	商 号	有効期限
10月満了	(4) 4529	㈲アイバホームズ	2017.10. 3
	(4) 4530	トーキン物産㈱	2017.10. 3
11月満了	(7) 3365	㈱プロスパー	2017.10. 3
	(3) 5041	㈲常盤エステート	2017.10. 3
12月満了	(3) 5044	㈱アメニティサポート	2017.10. 3
	(3) 5045	コボレーション	2017.10. 3
(14) 406	仙建工業㈱	2017.10. 3	
(2) 5506	紀ノ国産業㈱	2017.10. 4	
(4) 4540	㈱サンコーポレーション	2017.10. 5	
(6) 3880	㈱みちのく開発	2017.10. 6	
(6) 3881	㈱フィチュー	2017.10. 7	
(7) 3371	㈱門脇産業	2017.10. 7	
(8) 2904	広尚永宅㈱	2017.10. 7	
(6) 3882	㈱洋広不動産商事	2017.10. 8	
(1) 5945	㈱アズマ不動産	2017.10. 9	
(2) 5507	㈱J O A N 仙台	2017.10.11	
(1) 5953	㈱Port House	2017.10.12	
(4) 4544	㈱みなみ	2017.10.12	
(7) 3827	宮城工建㈱	2017.10.13	
(7) 3374	東北ミサワホーム㈱	2017.10.14	
(12) 1187	アイコー不動産	2017.10.14	
(9) 2625	高庄商事㈱	2017.10.14	
(7) 3375	㈲みすみ不動産	2017.10.14	
(3) 5047	いこい住宅㈱	2017.10.14	
(8) 2909	住まいのハウス	2017.10.17	
(8) 2910	ヒロセ商事㈱	2017.10.18	
(5) 4179	㈱タカハシ住建	2017.10.18	
(7) 3382	㈲住まいの	2017.10.19	
(1) 5946	長谷川建設㈱	2017.10.21	
(5) 4181	㈱テラ・カーサ	2017.10.22	
(6) 3885	石巻建商㈱	2017.10.24	
(12) 1195	㈱雅泉商会	2017.10.24	
(5) 4183	㈱瀬戸工務店	2017.10.24	
(13) 716	葉山ハウジング	2017.10.24	
(2) 5511	高橋興業㈱	2017.10.25	
(2) 5512	㈱グッドハウジング	2017.10.26	
(1) 5950	㈱エスサイト	2017.10.26	
(1) 5951	㈱歩斗	2017.10.26	
(7) 3388	㈱ベルカンパニー	2017.10.26	
(4) 4554	立興商事㈱	2017.10.31	
(10) 2189	㈲菅野事務所	2017.10.31	
(10) 2190	老松不動産㈱	2017.10.31	
(3) 5050	㈱シマヌキ建工	2017.10.31	
(1) 5952	㈱産ソリューション	2017.10.31	
(3) 5054	㈱明和不動産企画	2017.11. 1	
(4) 4555	㈱仙台中央ハウス	2017.11. 8	
(4) 4556	エルブ三善	2017.11.11	
(12) 1205	㈱ティースネットワーク	2017.11.11	
(2) 5515	和田工業㈱	2017.11.12	
(2) 5514	L A N D ㈱	2017.11.13	
(3) 5059	㈱常口アトム仙台	2017.11.13	
(3) 5056	㈱エクセルハウス	2017.11.14	
(10) 2208	角田不動産事務所	2017.11.14	
(7) 3398	伊藤建設㈱	2017.11.15	
(7) 3399	豊和企業㈱	2017.11.16	
(2) 5517	㈱ユーホーム	2017.11.16	
		2017.11.16	

※登録事項に変更がある場合は、30日以内に県庁と協会事務局に直接、所定の用紙で届出を提出してください。



新 入 会 員

Introducing New face

平成29年4月1日～6月30日

※正：正会員 準：準会員

支部	会員区分	免許取得日 免許番号	商 号	代 表 者	専任の取引士	事務所所在地
青葉中央	準	H29. 2.24 大臣(1)9137	㈱クレバリー・ホーム 東北営業所	井家上 進	佐藤 啓史	〒980-0804 仙台市青葉区大町2-10-14-1F TAKAYUパークサイドビル ☎022-713-5090
青葉泉	正	H29. 5.19 知事(1)6389	R o n d H o m e	鈴木 雪子	鈴木 将史	〒981-0911 仙台市青葉区台原6-9-31 ☎022-341-0190
青葉泉	正	H29. 4.18 知事(1)6378	㈲福寿プランニング	文屋 妃美	佐々木 敏晴	〒981-3122 仙台市泉区加茂5-33-1 ☎022-341-4663
青葉泉	正	H29. 5. 8 知事(1)6381	宮城土地建物再生販売	加藤 公臣	加藤 公臣	〒981-3108 仙台市泉区松陵1-1-6 ☎022-707-7526
宮城野	準	H13. 9.20 知事(4)4938	㈱エーピーコーポレーション 東仙台店	阿部 倫明	阿部 倫明	〒983-0833 仙台市宮城野区東仙台1-22-48 ☎022-388-0103
宮城野	正	H29. 5.16 知事(1)6386	㈲丸山不動産	山田 勝悦	佐々木 加織	〒983-0011 仙台市宮城野区栄4-2-3 ☎022-258-6197
宮城野	正	H29. 6. 1 知事(1)6391	㈲ヤマモ	守谷 学	守谷 学	〒983-0023 仙台市宮城野区福田町2-4-3 ☎022-385-5381
若林	正	H29. 6. 7 知事(1)6392	㈱ガウディランド	佐々木 星	佐々木 星	〒984-0075 仙台市若林区清水小路1-7-1F 岩手自販ビル ☎022-208-9489
仙南	正	H29. 4.24 知事(1)6380	名取トヨー住器(㈱)	大久 裕之	大久 裕之	〒981-1238 名取市愛島笠島字西上平42 ☎022-384-1540
仙南	正	H29. 6.14 知事(1)6394	あい不動産	星 隆悦	星 隆悦	〒981-1505 角田市角田字大町39-8 ☎0224-62-1307
仙北	正	H29. 1.17 知事(1)6356	㈱A R C A	河内 ひとみ	兵頭 利広	〒981-3304 富谷市ひより台1-43-21 ☎022-725-7396
仙北	正	H29. 4.24 知事(1)6379	渡辺 土建	渡辺 光悦	千葉 百年枝	〒987-0511 登米市迫町佐沼字大網399 ☎0220-22-2660
仙北	正	H29. 5.19 知事(1)6388	㈱エコサーブ	齋藤 信	鈴木 實	〒989-6161 大崎市古川駅南3-17-2 ☎0229-22-6800



平成29年度 ハトマーク公開セミナー 第1回本部研修会報告

今年度ハトマーク公開セ

ミナー第1回

本部研修会

が、平成29年7月3日（月）に仙台市青葉区の電力ホールで開催されました。

研修会は、佐々木会長より開会挨拶に引き続き、第1部として「ハトマークビジョンみやぎについて」を会員及び一般の参加者に向けて発表し

ました。第2部として「改正宅建業法のポイント」

を全宅連事務局事業部の武田部長よりご講義いた

だき、第3部として、JRC株式会社代表取締役

斎子典夫氏より「新時代に生き残る ニュー地域密着のポイント」と題しましてご講演いただきました。

今回は雨の中での開催でしたが、参加された方々は熱心に各講演を受講されておりました。

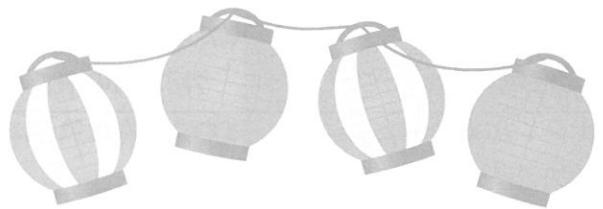
法定講習は宮城県宅建協会で受講しましょう！

宅建取引士証（旧宅建主任者証）の有効期限の時期により、本会会員の方でも、全日宮城より更新案内が届く場合があります。（この場合は、本会から案内が行くことはありません）会員の皆様におかれましては、本会の法定講習会を受講していただくようお願いを申し上げます。なお、開催日程については、下記をご参照ください。

[お問い合わせ先] (公社) 宮城県宅地建物取引業協会 Tel 022-266-0011

(公社) 宮城県宅地建物取引業協会 平成29年度宅建取引士法定講習会日程表			
回数	講習月日	申込受付期間	会 場
4	平成29年 7月25日(火)	県内登録：平成29年 7月 4日(火)～平成29年 7月10日(月)	フォレスト仙台 2F フォレストホール
		県外登録：平成29年 7月10日(月)～平成29年 7月18日(火)	
5	平成29年 8月22日(火)	県内登録：平成29年 8月 1日(火)～平成29年 8月 7日(月)	宮城県不動産会館 4階セミナールーム
		県外登録：平成29年 8月 7日(月)～平成29年 8月14日(月)	
6	平成29年 9月22日(金)	県内登録：平成29年 9月 1日(金)～平成29年 9月 6日(水)	同
		県外登録：平成29年 9月 6日(水)～平成29年 9月13日(水)	
7	平成29年10月25日(水)	県内登録：平成29年10月 4日(水)～平成29年10月10日(火)	同
		県外登録：平成29年10月10日(火)～平成29年10月17日(火)	
8	平成29年11月30日(木)	県内登録：平成29年11月 9日(木)～平成29年11月14日(火)	同
		県外登録：平成29年11月14日(火)～平成29年11月21日(火)	
9	平成29年12月20日(水)	県内登録：平成29年11月29日(水)～平成29年12月 4日(月)	同
		県外登録：平成29年12月 4日(月)～平成29年12月11日(月)	
10	平成30年 1月25日(木)	県内登録：平成30年 1月 4日(木)～平成30年 1月 9日(火)	同
		県外登録：平成30年 1月 9日(火)～平成30年 1月16日(火)	
11	平成30年 2月16日(金)	県内登録：平成30年 1月26日(金)～平成30年 1月31日(水)	同
		県外登録：平成30年 1月31日(水)～平成30年 2月 7日(水)	
12	平成30年 3月27日(火)	県内登録：平成30年 3月 6日(火)～平成30年 3月12日(月)	同
		県外登録：平成30年 3月12日(月)～平成30年 3月19日(月)	

※更新対象の方へは、講習実施日の1ヶ月前位にご通知いたします。



平成29年度 不動産業開業支援セミナーのご案内

これから不動産業の開業をお考えの方、現在不動産業に従事し将来独立開業を目指す方、不動産業に興味のある方、まずは当セミナーにご参加いただき、不動産業開業のノウハウについて業界の専門家のお話を是非ご参考にしてください。未経験者の方など、どなたでもお気軽にご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：① 平成29年 7月12日(水) 終了 ② 平成29年11月15日(水) (左記開催日①～③とも同時間)
③ 平成30年 2月17日(土)

開催会場：宮城県不動産会館4階大会議室（セミナールーム）（仙台市青葉区国分町三丁目4-18）
※会場までは公共交通機関のご利用をお願いいたします。

講演内容：・不動産業界の現況・営業店の経営に必要な知識・開業資金・不動産業関連業務・不動産業者によるパネルディスカッション等

講 師：中村 喜久夫 氏 不動産鑑定士、マンション管理士。（株）リクルート（住宅情報事業部情報審査課長等）を経て、（株）不動産アカデミーを設立、全国各地で講演活動を行う。全宅連の「不動産キャリアパーソン」の講師や宅建取引士法定講習の講師を担当。平成26年4月1日明海大学不動産学部特任准教授に就任。著書に「不動産広告表示の実務」（週刊住宅）「スッキリわかる宅建」（TAC出版）など。

公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 会員
株式会社 東北宅建サポートセンター担当者
日本政策金融公庫担当者 他

対 象：不動産業の開業をお考えの皆様、不動産業に興味のある皆様

定 員：各回 50名（定員になり次第、締切させていただきます）

参 加 費：無 料

主 催：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会

申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて送信してください。
折り返し受講確認書をFAXいたしますので、当日ご持参ください。
(FAXをお持ちでない場合は、協会事務局までご郵送ください)



平成29年度不動産業開業支援セミナー受講申込書

送信先 FAX: 022-266-2189

ご希望開催日	<input type="checkbox"/> ① 平成 29 年 7 月 12 日 (水) 終了 <input type="checkbox"/> ② 平成 29 年 11 月 15 日 (水) <input type="checkbox"/> ③ 平成 30 年 2 月 17 日 (土)		
ふりがな			
お 名 前			
お電話番号	()	FAX番号	()
ご 住 所	〒 -		
個 別 相 談	希望する · 希望しない		
個別相談事項	※個別相談希望の方のみ記入。相談内容は開業に係る事項に限らせていただきます。		
今後、当協会主催の開業支援情報等をお知らせしてもよろしいですか？	はい · いいえ		

※お寄せいただきました個人情報につきましては開業支援セミナーの中込確認、運営管理及び開業支援情報のお知らせを希望する場合のご案内に使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

お問合せ先：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 事務局 開業支援セミナー担当
TEL 022-266-0011 FAX 022-266-2189

お知らせ

全宅住宅ローンから

【フラット35】リノベ
好評受付中！

中古住宅取得費用 + リフォーム代金 100% ご融資可能
一定の要件をクリアし、性能向上リフォームをする場合
当初 10 年間もしくは 5 年間
通常金利より **0.6% 引下げ！**

子育て支援型や地域活性化型と併用すれば
金利引き下げ期間を当初 12 年もしくは 7 年間に延長できます

ご家族・従業員向け
【フラット35】好評！

宮城県の会員様やご家族及び従業員の方は被災地支援より
更に好条件でご利用可能に。

従業員・ご家族特典	
融資手数料	Aタイプ
	1.08% (Aタイプ)
	Bタイプ
	64,800 円 (Bタイプ)

面倒な手続きは
東北宅建サポート
センターへお任せ

土日、平日夜も対応。お客様のスケジュールに合わせてローン手続が
可能です。東北宅建サポートセンターにお任せいただければ、すべて
段取りいたします。営業の負担はゼロ。ぜひご活用ください。
事前 24 時間 本申込 2~3 日 実行 8 営業日でスムースに決済可能。

自営・派遣・契約
パート・年金
の方もOK

新築・中古戸建
マンションはもち
ろん借換もOK

フラット取扱
金融機関最速の
スピード対応！

諸費用も
リフォーム資金も
ご融資可能

つなぎ融資で
土地・着工・上棟
3回ご利用可！

「サポセン」なら
では。細やかに
対応します！



関東財務局(4) 第01431号 日本貸業協会会員第003606号

全宅住宅ローン株式会社

(代理店)

株式会社東北宅建サポートセンター

TEL022-713-7135 FAX022-713-7136

宮宅だよい

宮城野・若林・塩釜

3支部合同

平成 29 年度第 1 回 公開研修会開催

平成 29 年 6 月 19 日(月) 仙
台サンプラザにおいて、公開研修
会を開催しました。

第 1 部では、当協会顧問の弁護
士である石井慎也氏に「不動産売
買等における相談・クレームの傾
向と対策(第 2 弾)」と題してご講
義いただきました。

売買事例として、隣地の堀の一
部または全部が越境している場合、
隣地の堀が倒壊するおそれがある
場合、堀に接する両土地の高低差
がある場合、隣地所有者に確認し
ておくべき事等々、実務に直結す
る大変興味深い内容でした。

第 2 部では、住宅保証機構株式
会社営業推進担当部長の唐津一雄
氏に「インスペクションと既存住宅
瑕疵保険について」と題してご講
義いただきました。



社会情勢の変化や、既存住宅
流通向上に向けた住宅行政の動向
を踏まえたインスペクション・既
存住宅瑕疵保険の説明、さらに、
ハトマーク会員のサポートとして、
「まもりすまい安心パートナーパッ
ク(インスペクション・瑕疵保険・
住宅履歴のトータルパッケージ)」
の概要をお知らせいただきました。
宅建業法一部改正に伴う、重要事
項説明等においてインスペクショ
ン結果説明等が必要となり、今後
さらなる研鑽が求められると存じま
す。

(記／栗村)



諸先輩方が経験した実話を基
に、パネルディスカッション形式で
研修を行いました。不動産の契約
は同じものはないので色々な事例
から細心の注意を払う必要性を再
確認しました。疑問等直ぐに聞くこ
とができる、次々と質疑が続き予定
の時間が過ぎていました。会員と
講師がディスカッションできる勉強
会は私達にとってとても良い形式だ
と感じました。

女性の会は無理せず、ゆっくり
と、和気藹々と、活動を続けてお
ります。一緒に活動してみません
か?ご参加お待ちしております。

(記／阿部)

女性の会

第 2 回研修会報告

6 月 14 日(水) 午後 2 時より
不動産会館 4 階会議室に於いて女
性の会第 2 回研修会が行われま
した。

◆第一部／アットホーム(株)仙
台営業所 所長高橋様による
『物件の魅力ある写真の撮り方
について』

物件写真の数はもちろん内容に
よって賃貸物件を探している方は
業者を絞り込んでいるとのこと。い
かに物件を的確に伝えられるか、
その重要性を解説していただきました。
また、デジカメやスマホの
機能を教えていただき、写りの違
いを実感いたしました。

◆第二部／(有)北山不動産商事
石川様、財形企画(株)伊勢様、
(有)ハラダ興産原田様による
『売買を円滑にするための体験
談』



6年振りに開催!

第16回宮宅建支部対抗ゴルフ大会

平成29年6月7日(水)に、仙台ヒルズゴルフ俱楽部で第16回宮宅建支部対抗ゴルフ大会を平成23年以来、約6年振りに開催しました。(前回大会は個人戦のみの大会でした。)

今回は会員のみならず、県議会議員、関係業者の皆様にもご参加いただき、当初予定していた定員を超える総勢112名のお申込みを頂戴し、天候にも恵まれ盛大に執り行われました。

競技は支部毎の上位5名のNETスコアを競う形式で行い、今大会の優勝は仙台青葉・泉支部で365.6。準優勝は仙台太白支部で367.8。第3位宮城野支部で371.2。第4位は仙台若林支部で372.4。第5位は仙台青葉中央支部で373.2となりました。以下、仙台青葉北第二支部、石巻・気仙沼支部、仙南支部、塩釜支部、仙北支部となりました。

優勝と準優勝との差が僅か2.2ポイントの大接戦となり、表彰式も大いに盛り上がりました。

今大会は宮宅建青年部会が中心となり、事前の準備から当日の運営まで多くの作業を行いました。青年部会の組織力と実行力が大いに発揮され、プレーから表彰式まで終始和やかな雰囲気のもと、怪我もなく無事に大会を終えることができました。

また、今大会も会員、関係業者の皆様から景品の持ち寄りやご協賛を多数頂戴しました。この場をお借りしまして、深く御礼申し上げます。



平成29年度 宅建士フォローアップ実務者研修会 報告

●実務者研修会【売買編】に多数参加



熊谷則一先生

平成29年6月20日(火)に宅建士フォローアップ講座として実務者研修会売買編を、仙台市太白区の楽楽楽ホールで開催いたしました。

会員及び従業員の皆様を対象として開催しております実務者研修会ですが、今年度より宅建士育成事業の一つとして、県下の宅建士にも門戸を広げ、第1部として「調査・説明義務違反と宅建業者の民事上・刑事上・行政法上の責任」について弁護士の熊谷則一先生より、第2部として「重要事項説明書・売買契約書の書き方、特約文例のポイント」について(公財)不動産流通推進センター 教育事業部参事の並木英司先生にご講演をいただきました。

実務に沿った事例をもとに詳しく解説をしていただき、受講された方は熱心に講演を聞いておりました。



並木英司先生

平成29年度 定時総会(第50回総会)開催

平成29年5月26日、東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館)において、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会「平成29年度定時総会(第50回総会)」を開催いたしました。

総会は、次第に基づき進行され、佐々木会長挨拶の後、ご来賓の国土交通省東北地方整備局長代理として建設部不動産適正取引対策官の丹藤正人様、宮城県知事代理として宮城県土木部長の櫻井 雅之様、仙台市長代理として仙台市都市整備局長の鈴木三津也様よりご祝辞を頂戴しました。

今年度の総会は、平成28年度事業報告・平成29年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、定款の一部改正、役員報酬規程の一部改正、平成28年度決算が承認され、盛会裡に終了しました。



おめでとうございます!

国土交通大臣 表彰

平成29年7月10日に、当協会常務理事である早坂一夫氏(青葉中央支部・仙台中央土地建物(株)代表取締役)が平成29年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を受賞されました。

編集後記

先日、東京都千代田区の神田祭に神輿の担ぎ手として参加してきました。神田祭の歴史は古く、江戸時代に幕府の庇護を受け、江戸城・内曲輪内へ、山車や附祭、御雇祭などからなる祭礼行列が練りこみ、徳川將軍や御台所の上覧があつたことなどから、江戸の庶民からいつからか「天下祭」と称されるようになったそうです。「天下祭」として知られる神田祭は、現在2年に一度斎行されることが恒例となっています。

歴史ある東京のお祭りということもあって、各町内会で神

輿が出され、見物客や担ぎ手で多くの人だかりができ、活気ある掛け声が飛び、老若男女が入れ替わり立ち替わり神輿を担ぐ様は、非常に壯觀でした。一番驚いたことは、70歳くらいの女性まで自然と神輿を担いでおり、神輿を担ぐことが当たり前の環境で暮らしてきたことが想像できました。

地域の良さというものは場所によって変わります。有名なものではないかもしれません、自分が暮らす地域にもまだ知らない良い物や文化があるかもしれませんね。

(記/志賀)

お知らせ

不動産業を開業される方を応援します!

開業支援キャッシュペーン

ご好評につき
期間延長!!

入会がスムーズになりました!

- 推薦者制度が廃止になりました
- 迅速な入会審査体制を整えました

キャンペーン
対象期間

平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

上記の期間に入会申込書を提出され、新規入会していただいた方。(平成29年度)

進呈品

開業支援キャッシュペーン期間中に新規入会された方には、

- わかりやすい重要事項説明書の書き方
- わかりやすい売買契約書の書き方
- 物件の間取り図作成ソフト
- 東日本大震災から学ぶ! 震災対応マニュアル を進呈いたします。

業務に役立つ
ツールが
もらえます



詳細は協会事務局入会担当者(TEL.022-266-0011)までお問い合わせください。

消費者の皆様へ 不動産に関するご相談を受付けております

消費者のための無料相談所を ご利用ください ☎022-266-9807

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会では、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会宮城本部と共同で不動産無料相談所を運営しております。不動産取引に関する一般消費者からの様々なご相談や、保証協会会員を相手方とする宅地建物取引についての苦情の解決を目的とする相談の受付(苦情相談)業務を行っており、専任の相談員が対応しております。なお、会員業者様からの個別取引に関する相談(重要事項説明書の書き方 etc)には応じかねますのでご了承願います。その際は全宅連ホームページから書式をダウンロードしてご確認ください。

相談日

毎週月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00

(12:00～13:00は昼休みとなっております)

※祝祭日・年末年始・夏季休暇等は受付しません。

なお、都合により休業する場合もありますので、事前に電話でご確認ください。

※回答内容は、解決に向けてのアドバイスや関連情報の提供です。

協会が最終判断をしたり、回答内容に責任を持つことはありませんのでご了承ください。

受付方法

電話・来所(ただし、苦情相談は来所のみ受付します)

TEL 022-266-9807(無料相談所専用電話)

※文書・FAX・電子メールでの相談は受付しておりません。

場所

宮城県不動産会館2階「相談室」 仙台市青葉区国分町3-4-18



交通案内／仙台市営地下鉄 勾当台公園駅より徒歩5分

宅
建
広
報

不動産取引に関する情報をお届けします

みやぎ

宅建広報みやぎ No.221 平成29年7月20日発行 発行人／佐々木正勝

編集人／佐藤創藏

公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 / 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会宮城本部

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4-18 TEL.022-266-0011(代) FAX.022-266-2189